

苗木供給安定促進事業費補助金交付要綱

制定	平成24年3月30日付第201100201168号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成26年6月23日付第201400024509号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成27年7月27日付第201500051495号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成28年5月25日付第201600026278号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成29年6月30日付第201700069826号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成30年3月29日付第201700315341号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成31年3月29日付第201800342347号鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、苗木供給安定促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県林業用種苗需給対策要綱（昭和46年4月16日付発造第78号鳥取県農林部長通知。以下「対策要綱」という。）に基づいて生産された山行苗木が、自然災害など造林地の事情により、出荷できなくなり廃棄することになった場合に経営の安定を図ること、コンテナ苗を低コストで大量に供給する苗木生産施設等の整備を行うことを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 知事は、前条の目的を達成するため、鳥取県山林樹苗協同組合が苗木供給安定促進事業実施要領（平成24年3月30日付第201100201168号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて行う別表の第2欄に掲げる事業（以下「補助事業」）を行うのに要する経費に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、別表第3欄に掲げる補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）

の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に掲げるものの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第8条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は1部とする。

(雑 則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年6月23日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成27年7月27日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年5月25日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成29年6月30日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成30年3月29日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。

別表（第3条、第7条関係）

1 本補助金の交付を受けることができる者	2 補助事業	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助金の額	6 重要な変更
鳥取県山林樹苗協同組合	1 コンテナ苗需給拡大	出荷調整 自然災害等造林地の事情により出荷できなくなった苗木を廃棄する際の損失補償費（出荷調整年度の山行苗木の標準価格×廃棄する苗木の本数）とする。	1/2	3 欄に掲げる補助対象経費に4 欄の補助率を乗じて得た額	補助金額の増及び30%を越える減
	2 コンテナ苗生産基盤施設等の整備	(1) コンテナ苗生産基盤施設 コンテナ苗生産施設装置（育苗施設、収納台、散水装置、散水タンク、苗木保冷库、その他）、コンテナ苗生産機械器具（培土攪拌機、培土圧入機、苗抜取機、抜取機移動台車、種子判別機、アシストスーツ、その他） (2) コンテナ苗生産資材 コンテナ容器、培地、肥料、その他	3/4※、 1/2	ただし、アシストスーツの導入に当たっては、補助金額の上限5万円	

※国の林業成長産業化総合対策事業を活用した場合

様式第1号（第4条、第7条関係）

（元号） 年度苗木供給安定促進事業計画（報告）書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業実施期間
- 4 事業計画書

（単位：円）

事業名	区 分	事業量	事業費	補助金額	備考
	小 計				
	小 計				
合 計					

（注1） 区分欄は、出荷調整については樹種別の内訳を、コンテナ苗生産基盤施設等の整備については、育苗機械名等を記入すること。

（注2） 区分毎の事業費の積算根拠となる資料を添付すること。

5 消費税の取り扱い

（ 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ）

※いずれかに○をすること

様式第1号の2

(元号) 年度山行用コンテナ苗木生産計画書

樹種	規格	生産予定数量(本)				備考
		当該年度	1年後	2年後	3年後	

(注)

1. 規格には必要に応じて苗長、苗令等を記載すること。
2. 備考欄には前年度の生産実績(単位:千本)を記載すること。

様式第2号（第4条、第7条関係）

（元号） 年度苗木供給安定促進事業収支予算（決算）書

1 収入

事業名	区分	予算額（決算額）	備考
	県補助金		
	自己資金等		
	小計		
	県補助金		
	自己資金等		
	小計		
合計			

2 支出

事業名	予算額（決算額）	備考
合計		

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を備考欄に記載すること。

番 号
年 月 日

様

（職 氏 名） 印

（元号）年度苗木供給安定促進事業費補助金交付決定通知書

（元号）年 月 日付第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった苗木供給安定促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、苗木供給安定促進事業とし、その内容は〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、苗木供給安定促進事業費補助金交付要綱（平成24年3月30日付第201100201168号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれかの低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

なお、本補助金の財源に国の補助金を充当する場合には、規則及び要綱のほか、

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」(昭和31年農林省令第18号)、「林業成長産業化総合対策実施要綱」(平成30年3月30日付29林政政第892号農林水産事務次官依命通知)、「林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱」(平成30年3月30日付29林政政第893号農林水産事務次官依命通知)、「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領」(平成30年3月30日付29林政経第349号林野庁長官通知)等関係通知の規定に従わなければならない。

6 本補助金の交付を受けた者は、次の条件を遵守すること。

(1) 本事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。

(2) 本事業により取得し又は効用の増加した財産(取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具)について、処分制限期間内においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

(3) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならない。

(4) 本事業により取得し又は効用の増加した財産については、処分制限期間を経過するまでの間、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名

印

（元号）○○年度仕入控除税額確定報告書

苗木供給安定促進事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

（1）補助金の確定	金	円
（2）補助対象経費の額	金	円

2 実績報告控除税額（要綱第7条第4項の規定による加算をしなかったときは、交付決定控除税額）

	金	円
--	---	---

3 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額

	金	円
--	---	---

4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）

（ $3 - 2$ ）×1の（1）÷1の（2）

	金	円
--	---	---

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。